

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 募集要項(平成28年11月11日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	募集要項(平成28年8月5日改訂版) (改訂前)	募集要項(平成28年11月11日改訂版) (改訂後)
10	第2		(8)	エ 本事業期間終了時の取扱い い (イ)	エ 本事業期間終了時の取扱い (略) (イ) 本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額 市は、第2(11)ア(イ)に示す運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払った本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を運営権者に対して支払う。	エ 本事業期間終了時の取扱い (略) (イ) 本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額 市は、第2(11)ア(イ)に示す運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払った本事業期間終了以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭(以下「減価償却費等相当額」という。)を運営権者に対して支払う。
14	第2		(11)	(11) 事業の費用負担 ア 義務事業及び附帯事業	(11) 事業の費用負担 運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。 ア 義務事業及び附帯事業 (ア) 経営に係る業務 運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。 (イ) 改築に係る業務 運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を除いた部分を負担することとし、市は、改築に係る費用の10分の9相当額を負担することとする。市は、運営権者が市に代わって支払った10分の9相当額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、国補助金の制度に基づいたスケジュールとし、詳細は実施契約書(案)に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。 運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち第2(8)エ(イ)に示す本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書(案)「第11章(1)施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い額から控除する方法により支払う。	(11) 事業の費用負担 運営権者は、下記により本事業の実施に要する費用を負担する。 ア 義務事業及び附帯事業 (ア) 経営に係る業務 運営権者は、経営に係る費用の全てを負担する。 (イ) 改築に係る業務 運営権者は、改築に係る費用の10分の1相当額のうち本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額を除いた部分を負担することとし、市は、改築に係る費用の10分の9相当額を負担することとする。市は、運営権者が市に代わって支払った10分の9相当額の支払いにあたり、借入れと国補助金を充当する予定である。市から運営権者の支払いについては、国補助金の制度に基づいたスケジュールとし、詳細は実施契約書(案)に示す。また、年度をまたいで行われる工事については、出来高払いとすることができる。なお、本事業においては、前払金は想定していない。 運営権者が支払いを行った改築に係る費用の10分の1相当額のうち第2(8)エ(イ)に示す本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額を、市は本事業期間終了時に運営権者に対して支払う。ただし、運営権者は、運営権設定対象施設が要求水準書(案)「第11章(1)施設機能確認」に示す基準を満たさなかった場合、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、本事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額の支払い額から控除する方法により支払う。

※本新旧対照表と、募集要項(平成28年8月5日改訂版)及び募集要項(平成28年11月11日改訂版)に相違があった場合は、募集要項(平成28年8月5日改訂版)及び募集要項(平成28年11月11日改訂版)に表す内容を正しいものとする。